

○一関工業高等専門学校教務委員会規則

(平成元年4月20日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則(平成17年7月14日全部改正)第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 教育計画及び授業時間の編成に関する事項
- 三 学校行事に関する事項
- 四 学生の履修に関する事項
- 五 入学、退学、転学、休学、復学、進級及び卒業・修了に関する事項
- 六 本校の教育目標を達成するための体系的教育課程の編成に関する事項
- 七 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関する事項
- 八 専攻科を担当する教員の資格審査に関する事項
- 九 情報処理教育に関する事項
- 十 視聴覚教育に関する事項
- 十一 留学生に関する事項
- 十二 その他教務に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 教務主事
- 二 専攻科長
- 三 教務主事補
- 四 校長が指名した教員2名
- 五 学生課長

(任期)

第4条 前条第五号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要あると認められた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、特定の事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会での検討結果は、委員会に報告するものとする

(報告)

第9条 委員長は、会議で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課が処理する。

附 則

この規則は、平成元年4月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年6月1日規則第12号)

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日規則第12号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 一関工業高等専門学校カリキュラム検討委員会規則は、廃止する。

附 則 (平成19年4月27日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第93号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から改こう施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第9号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校専攻科委員会規則は、廃止する。

附 則 (令和4年1月7日規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。